

第1回権利擁護専門部会

1. 日時 平成26年5月13日(火)
午前10時から午後12時まで

2. 場所 県教育会館302会議室

3. 出席者

(1)委員(19名中18名出席)

佐藤委員(部会長) 小川委員(副部会長) 朝比奈委員 五十嵐委員
植野委員 大橋委員 岡本委員 蒲田委員 川村委員 酒井委員
佐久間委員 清水委員 滑川委員 橋野委員 長谷川委員 早坂委員
藤尾委員 山田委員

(2)県

山田障害福祉課長 桜井障害福祉課副課長 日暮障害者権利擁護推進室長
美細津副課長 山之内副参事 川島障害保健福祉推進班長ほか

4. 会議次第

(1) 正・副部会長の選任について

(2) 報告事項

- ① 平成26年度重点事業
- ② 袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事件について(中間報告)
- ③ 障害のある人へのやさしい取組みについて

(3) 審議事項

- ① 障害者虐待通報等の状況
- ② 平成26年度障害者虐待防止・権利擁護研修
- ③ 障害者差別解消法(モデル事業他)
- ④ 第五次千葉県障害者計画

(4) その他

5. 議事における意見及び質疑応答

(1)正・副部長選任

事務局より昨年度に引き続き、佐藤委員を部長に、小川委員を副部長に提案

(全委員より異議なしの声)

(2)報告事項

①平成 26 年度重点事業

(副部長)

継続事業の中で、「新たに有識者等による障害者虐待の事例検討を行うチームを設置し、県内の虐待事例の分析を行い」とあるが、現在どういうことをイメージしているのか。

(事務局)

部会がまだこれからなので、今後具体的に決めていく方向である。事例検討チームを立ち上げる所から、相談しながら決めていきたいと考えている。

(藤尾委員)

強度行動障害のある方の支援に対する研修事業について、「県内の障害者支援施設の支援員 16 名を中心に、各圏域に」という一文があるが、研修であれば 16 名という少人数にこだわる必要はない。各圏域に 3 人くらいならずいぶん効果が違うだろう。再検討できるか。

(事務局)

非常に拘束時間が長い研修で、年間を通じて 34 日間の出席をして頂くものである。16 ある障害保健福祉圏域から最低でも 1 人としてほしい。今年度の結果を踏まえ、来年以降計画として行っていくのか、引き続き御意見を踏まえながら検討していきたい。

②袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事件について(中間報告)

(山田委員)

「県から事業団に対する改善勧告の状況」で、新規利用者の受け入れ停止処分を実施したとあるが、ちょうど 3 月、4 月に受け入れを予定していた方はどうなったのか。

(事務局)

養育園で死亡事故が起こっているということで、本来であれば施設にいらっしゃる方々

も一緒にここから離すというような対応を取るべきであった。結論を言うと他の施設等で対応して頂いている。

(五十嵐委員)

私の施設でお預かりしている人の中には、親から虐待を受けてしまうので預けられている方もいる。新たに受け入れをしないことは非常に良いが、家庭での虐待が起こらないように手は打ってあるか。手を打たず施設にも入れないことになり、家庭での虐待が増えていったら何の意味もない。

(事務局)

具体的にはない。施設については市町村と連携しながら、県の方へ相談していただいて決めている。

(部会長)

施設においては児童だけではなく成人の方も問題はあるかと思う。袖ヶ浦については他の施設が全然受け入れられないので、結局そのまま居ざるをえないというのが検証委員会でも問題としてあげられた。定員の考え方を県ないし市町村がどう考えているかは非常に重要であるから、県として引き続き検討していただきたい。

(植野委員)

今回の事件は残念なことだと思った。全国的には同じような事例はあったと思うが本当に千葉県だけなのか。他の事例ではどう対応していたのか。

(課長)

全国各地で似たような事例があるのではないかということは、厚生労働省の方も同じような考えを持っている。千葉県としての問題を教訓に、各県にも取り組んでもらうということで、検証結果などを全国に発信する気持ちでいる。今全国で同じようなことが起きないような形の働きかけがなされているというような状況である。県立施設のあり方なども、検証委員会で議論してもらっているが、その成果も国を通じて各県に周知することは、県として伝える責務があると思っている。

(藤尾委員)

袖ヶ浦福祉センターの評議委員をやっていたのでその立場から申し上げたい。保護者の方から直接話を伺う機会があったが、子供に会えないと施設から言われたら、会えないのは当たり前だと保護者が思っていると聞いて愕然とした。子供の面倒を見てもらっているという思いを保護者はどうしても持つので、家族に対して継続性のあるサポート体制を築

いていくことが非常に重要だと思う。

(事務局)

今までの状況については藤尾委員のお話のとおりである。今後は新たな体制で可能な限り情報提供を徹底し、保護者会の開催についてもサポートしていくようにしたい。

(藤尾委員)

「保護者の方から言わなかったら聞かない」とせず、保護者の希望を常に拾っていくべきである。発信しやすい状況、環境を整備していかないといけない。保護者が言いづらい環境にあるのだということを知った上で希望を拾いやすい仕組みを継続的に考えていかないと、おそらく声はどんどん消えてしまう。

(早坂委員)

保護者会の招集をかけて、78人中23人しか集まれない現実をどう考えるのかということは大変である。施設に預けたことによって、親が子供から離れてしまっていると危惧している。親が、月に一度くらい自分の子供がいる施設に来れないはずがないだろうと思う。

また、強度行動障害の対応がクローズアップされているが、被虐待児の問題はとても大変である。大人から心理的虐待を受けている子どもたちが、結果として行動障害を起こすということは、一般的に言われている。行動障害の原因がそもそもの行動障害だけではない。大人に痛めつけられてきた子供たちが大人に向かって何をするかということは、現場にいてとても考える所がある。職員のメンタルケアも含めた総合指針として考え出さないと、ひたすら研修だけ行っても解決する問題ではない。

(大橋委員)

県の監査は財務会計が主体だったが、虐待防止については業務の監査をしっかりしていただきたい。研修にしても得た知識を行動に移さなければ何の意味もない。今後の指導については業務に重点を置いてほしい。

(事務局)

今年度の監査は行ったが、県全体の監査については人材・虐待といったものについて、重点を置こうという話をしている。聞き取りの対象として、現場の支援員等に直接話を聞くということも考えている。

(酒井委員)

内部、外部ともどうやったら実情が出てくるのかとても難しい。そこしか居場所がないという利用者の方もいる。医療の現場だと、精神科の病院の中でかなり虐待が起こっている

る。病院の中で例をあげれば、お風呂で倒れてしまう人がいる場合、男性の介護士が入らなければならないことがある。しかし20代くらいの女性の患者からすれば男性の介護士が入るのは嫌という話がよく出る。今後の監査方法についてもいろんな方法を考えてきめ細かく行っていくべき。

(朝比奈委員)

夏に向けてさらに検証をされているとのことだが、親の在りようとか、虐待の方法を注視していきたい。虐待が起きると、現実の問題としてその後の支援に関心を引き付けられるところがあり、しかし保護者の方との関わりを聞き出しながらも、どこかで諦めなければならないという思いもある。保護者の方との関わりをどのように作っていくのか具体的なことを考えざるを得ない状況の中で、パーソナルサポーターや成年後見制度を積極的にPRして、活用することを検討してはどうか。

(部会長)

検討しなければならない課題だと思う。今回虐待の起こった施設が養育園で、中々入りにくい。今回、虐待の被害者が19歳であったが、20歳以上の方も養育園におられ、そのような成年に対して成年後見を活用するという意見もある。しかし、実際はまだ取り組んでいない。

(佐久間委員)

袖ヶ浦の事業団の理事を拝命した。現状、理事全員が現場経験者ということで現場に入る理事を目指している。長期ビジョンでなければいけないこと、短期で集中的にやらなければいけないこと、2つの姿勢を持ってやっていこうという考えである。具体的な方針等については皆様のご意見を踏まえながら深めていきたい。

(長谷川委員)

研修についてだが、柏市では、自分たちの独自の研修をしたいという風に思っているらしいが、同様の市町村がいくつもあるのではないかと。市町村から依頼を受けて、講師を派遣できるような形を作っていただけると良い。できれば講師の一覧表を県が作って、県は市町村からの相談に応じるという形になればよい。

(部会長)

虐待防止アドバイザー等の派遣事業がある。その事業にはアドバイザーとして講師派遣するという一覧があるので、長谷川委員の御質問に関する回答になる。

(部会長)

袖ヶ浦について、委員の皆様の御意見の中の一番のポイントは、袖ヶ浦福祉センターが隔離された閉鎖空間であることである。入所者はもちろん地域から離れているが、そこで支援にあっている人たちも隔離されている。その隔離された人たちを、どうやって開放された空間に置くのかということが課題である。パーソナルサポーターについては引き続き検討いただきたいが、重点事業の中のどこかに入るという可能性があるのかないのかだけ、事務局からお話し頂きたい。

(事務局)

重点事業については当初予算で措置された事業については御説明した。パーソナルサポーターについては、25年度の終盤に立ち上がった経緯があるので省かせて頂いた。今後の扱いについては御相談していきたい。

(植野委員)

袖ヶ浦市、木更津市、富津市、君津市のような広域性がある地域の中の施設を、地域行政はどのように評価しているのか伺いたい。別の会合で地域は地域に任せて欲しいという話が出ていた。私は県と市との連携が非常に重要だと申し上げているが、改めて地域はどのように施設を見ているのかという視点が必要かもしれない。

(部会長)

評価というのは袖ヶ浦の事件をどういう風にみているということか。

(植野)

地域一帯の行政がどのように見ているかということである。

(事務局)

入居者は実は県の全域から入ってきている。必ずしも地元の人が入っているわけではない。

(植野委員)

それでもやはり地域の中に存在している点がある。例えば住民票の問題について、居住地、住民票という考え方もバラバラだと思う。地域社会という考え方にも絡むので確認が必要だと思う。

(部会長)

地域と言った時にはもちろん施設もあるが、利用者が元々いた地域というものもある。袖

ケ浦を例にとると、千葉県だけではなく東京都の施設もある。袖ケ浦福祉センターが受け入れを停止しているので、他の入所施設も受け入れて欲しいという話もあり、袖ケ浦の地域自体の問題もある。加えて袖ケ浦福祉センターを使っておられる利用者の方が元々いた地域が、どのように考えているかという問題もあり、今後検証、確認する。

(植野委員)

県レベルの施設だが、やはり地域の自治会長の公認があるのかとか、地域とはどういう理解をしているのかということになる。

(部会長)

県と市町村の連携の在り方として御意見を頂く。

(藤尾委員)

非常に多忙な方々がパーソナルサポーターになられている。多忙な方の場合、本当に動きたいときに動けるか動けないか、あるいはその人たちに過度な負担がいくような形になるのではないかと。予算の話もあるかと思うので、それを専門家に聞くのかどうかなど、パーソナルサポーターたちの位置づけ、あり方、身分、権利について早い段階で検討された方がいい。

(事務局)

今回の推薦については千葉県の緊急事態ということでとりあえず入って頂いた。パーソナルサポーターの方々の中でも色々葛藤がある。今後のあり方については御意見を伺いながら考えていきたい。

(滑川委員)

パーソナルサポーターの話も出たが、16 圏域の広域専門指導員の方が相談を受身で待っているだけでなく、自分たちが積極的に片づけていくのも活動だと思う。広域専門指導員の方の活用もその中にあればいいと感じた。

③障害のある人へのやさしい取組みについて

(質問なし)

(3)審議事項

① 障害者虐待通報等の状況

(藤尾委員)

「使用者による虐待」で労働局まで上がったものは何件くらいあるか。また、労働局で上がったものでこちらに反映されているものはどのくらいあるのか。

(事務局)

県で受けたもの、市町村から報告受けたものとあるが、基本的にすべて労働局のほうに上がっている。

(部会長)

市町村から上がってきた場合、あるいは県に直接きた場合等いろいろなケースがあるが、どちらの場合にしてもマニュアルでいけばコアメンバー会議を開いてある。コアメンバー会議を開いて結局労働局へ報告しなかったというケースがあるのか。事務局の回答だと、マニュアル通りコアメンバー会議を開いているかわからない。

(事務局)

市町村から報告という形であがってくるものについて、基本的には労働局に報告をしている。それ以外の相談を受けたもの、直接県のほうにきたもの、それについては県としても会議を開いた形で判断をして労働局へ報告している。

(部会長)

マニュアルどおりやっているかについては確認してほしい。市町村が県への報告をむやみにあげてくるものだから、県へ報告する場合にはちゃんと市町村で調査してから報告をするという通達を県から市町村へした覚えがある。それは県のマニュアルに載っていない話だと認識しているので、県の障害福祉課の障害者虐待防止の通報の取り扱いは、障害者虐待防止法の取り扱い方としておかしいという印象をもっている。これは私の個人的な考えである。

(五十嵐委員)

件数が去年とそれ程変わっていないとは驚きである。例えば昨年度は今までの分がたくさん通報されて件数が多かったり、研修の効果など通報しやすくなっている理由があるはずなので、あまり変わっていないことについて、県として理由があるのか教えてほしい。

(事務局)

制度自体は平成 24 年 10 月からで、周知、浸透などに時間がかかる。件数として表れている部分は検証できていない。

(五十嵐委員)

数値の移り変わりに関する意味づけは後で示してほしい。

② 平成 26 年度障害者虐待防止・権利擁護研修

(植野委員)

市町村の研修は政令指定都市、中核市を含むのか。もし別にするようであれば従事者の研修は別ということになるのか。

(事務局)

すべて含まれている。

(滑川委員)

コアメンバー会議で決定権を持つ管理者の研修はどうなっているか。市町村の管理者が虐待の決定をするときにきちんとした意識をもっていないと、市町村自身のあり方がずれてしまう。例えば埼玉県だと、課長クラスに研修を行っていると聞いている。千葉県でも 4 月・5 月・6 月と早い段階で市町村課長クラスの研修がある方がいいのではないか。

(部会長)

事業所の管理者だけではなくて市町村の管理者もということか。

(滑川委員)

市町村の管理者は別枠で考えるべきだと思う。

(藤尾委員)

この研修の計画は袖ヶ浦の事件も含まれた上で計画されているものだと思う。閉鎖的な空間の中で色々な事が起こっていたことを改善していくのはとても重要だという話の中で、派遣型の研修というのが、逆方向に向いている印象を受けた。施設からなかなか研修に出せないという場合、どこまで研修を受けやすい環境を整えるのか、無理してでも研修をうけるべきという意識を高めていく方が重要なのか、慣れた施設で受ける研修がいいのか、まったく違う人とも関わりながらの研修がいいのかと考える必要がある。入所施設の職員は出張の機会がまずない。派遣型の研修が受けやすくて楽で良いとなると、出張する機会を削いでしまうという印象を持った。

(佐久間委員)

相談研修で、スーパーバイズやメンタルヘルスをとりあげていることは非常に良いと思

うが、病院を対象としたものがあるかなと思う。強度行動障害の研修についても、自分から解決するような視点も必要と思う。性的虐待について取り上げていたのは良いことだと思うが、職員に対する研修なので、基本的な理解や御本人に与える影響のような方向でやったほうがいいのではないかなと思う。

(朝比奈委員)

派遣型の研修は使い方の問題と思っている。実際研修に1人、2人職員が出席して、施設での業務にどう反映させていくか、いつも事業所側としては問題になる。また、管理者の判断で出欠が決まってしまうこともある。職員の手が薄いなど理由はあるが、どこの施設もそのような理由だとは限らず、研修に対する考え方の問題だと思う。私はアドバイザー派遣で何度か現場に行かせていただいたが、現場で起きていることと職場環境との関係について考える研修が有効と思う。現場の人全員と話ができるというメリットもあると思う。伝え方について検討があるかもしれないが、派遣型という方法も、研修に出せないという問題を施設が感じているのならば、大事なのではと考える。

(部会長)

今まで研修をかなりやってきたが、フレキシブルさということについて、実はどうなのだろうと思った。袖ヶ浦の事業団の職員も県の研修には参加しており、それが現場で生かされていなかったという問題があった。

(事務局)

この研修については、今日いただいた意見を踏まえて、メール等で各委員の皆様を確認いただいて、最終的な実施の形をつくっていきたいと考えている。市町村研修と施設事業者向け研修で、新任者向けの研修をまず予定しているが、新任の職員についてはなるべく早く出てもらいたいと思うので、このようなかたちで了解いただければ進めさせていただきたい。

③障害者差別解消法(モデル事業他)

(部会長)

県内でこのような協議会を設置したいと理解してよろしいか。

(事務局)

地域協議会という名前ではないが、そういった機能を持った組織をつくることになる。それをモデル事業として実施したいと考えている。

(植野委員)

千葉県では条例をすでに作っており、調整委員会も設けられている。調整委員会の機能に関わってくる部分もあるのか。どのようなかたちで、整合性をとっていくのか。

また、各市町村において、このような協議会を設けるならば、その機能が上手くいかなかった場合に、県の調整委員会とつながる形になることも踏まえて考えているのか、今後検討するのも伺いたい。

(部会長)

千葉県に設置している条例の関係の代替と、この関係がどうなるかという点と、市町村で設けられた場合に市町村と県の協議会との関係がどうなるのかの二点について。

(事務局)

千葉県では19年に条例を施行しているので、差別解消法とかぶる部分はある。今後、法律、条例との関係を精査することを、皆様の御意見を伺いながら検討していきたい。

また、市町村でも地域協議会を設けることは出来るとされている。市町村と県との関係だが、例えば広域にかかわる問題が生じた場合は、県の協議会で受けることとし、市町村の方で地域協議会の機能を持つものを設けられない場合、代わって県がそれを代行するというとも言われている。そういう形で対応したい。

(植野委員)

広域という考え方であれば、県にダイレクトに色んな相談があった場合、市町村にまわすような可能性もあるということでしょうか。

(部会長)

市町村にまわすというのは？

(植野委員)

例えば市町村から広域市に行った場合に、広域市ではない市町村にまわしていく話になっていくのかどうか。その辺りは、今後の権利擁護専門部会も含めて検討していくことになるということか。

(部会長)

市に協議会ができてから市にまわして、県はもう対応しないということになるのか、ならないのか。

(事務局)

県と市町村との地域協議会の役割というのは、若干違っている。ただし、単に回してそれで終わりということではなく、あくまでも協力して市町村の取り組んでいる問題を取り上げていく予定である。

(橋野委員)

44ページに、全国のどこの自治体でこのモデル事業をやっていくかの条例があるかということが記されており、浦安市でも、このモデル事業を引き受けることにしている。内閣府からは、県と市の関係を見たいということで、千葉県と浦安市のモデル事業の調整を見たいということで引き受けた。浦安においては、今年度高齢者と障害者の虐待防止対策協議会を統合し、この協議会でモデル事業をしていきたいと計画之中である。

(部会長)

浦安市の相談が県にきたときにどうするのかという、さきほどの植野委員のご指摘に関連しているかと思う。44ページの表で鹿児島と茨城が検討中になっているが、内閣府の情報が遅れているようで、両県ともすでに条例ができています。もともと差別解消法の制定前に千葉県では条例があるので、千葉県をモデルとした法律のモデル事業を千葉県でやってくれというような話である。従来の千葉県の取組みと、全国区の取り組みの整合性を取ることにはなかなか悩ましい問題だと思っている。植野委員の御意見も踏まえたくて、事務局の方で御検討いただければと思う。

④第五次千葉県障害者計画

(橋野委員)

障害者基本計画に係る指標一覧に、専門部会の役割が示されているが、国の方からは新しい障害者基本計画の分野が示されて、新しく追加になっている「行政サービス等における配慮」と、「差別の解消及び権利擁護」の2項目については、こちらに示されていない。権利擁護部会と最もつながりがある分野なのかと思っていたが、これについてはどのような検討をされる予定か。

(事務局)

第五次障害者計画の前、平成25年9月に策定したということで、このような指標を出されたものである。国からは基本的な策定の取組について、話が出ている所ではある。県の計画の中において、指標をとる場合は基本的に障害者計画の指標を中心としている。障害福祉計画の指針についてはまだ最終形が示されていない。

(部会長)

橋野委員から指摘があった82ページの「差別の解消および権利擁護の推進」という項目は7-9にはないし、7-8にある第三章の「権利を擁護する取組の推進」というのは、権利擁護専門部会に入っているが、左の真ん中の表の辺りに該当する項目が7-9にはなかったもので、7-9は7-7、7-8とは整合していない、数値目標であるということか。

(事務局)

障害者基本計画の中では整合してないという言い方もできるかもしれない。

(部会長)

整合していないと。

7-9の表に無いものもこれからつくっていくという理解でよろしいか。

(事務局)

場合によっては権利擁護の各部会の方で検討していくという状況。

(部会長)

7-9の表だけで言うと権利擁護部会で担当する部分は情報アクセシビリティだけで大変少ない。「権利擁護部会の構築」というところについて、意匠建てがあって、色んなものを盛り込んでいきたいという理解でよろしいか。そうすると、この資料7-9というのは一体何の資料なのかよくわからないが。

(事務局)

国の障害者基本計画の権利擁護の取組みにおけるテーマで、その中では研修会の中でも数値目標になじむであろうというものについて事業計画まであげている。85ページの左側は国の計画の抜粋である。「権利擁護の推進」については数値目標になじむ項目がないということで、国の基本計画もあげていない。

(部会長)

7-9は網羅的なものではないと。

(事務局)

国の計画なので、国の計画を勘案しつつ、やっていくことである。

(橋野委員)

国からは次期計画の中に新たに盛り込むようにと示されたので、浦安市でも昨日第一回

の地域計画策定委員会を行い、これは新しい計画に練りこんでいこうということで話をした。この計画にあたっての意見というものを求められてはいたが、私たちがこの部会でこの項目について議論すればいいのか明確に指し示されてないと意見も出しにくいので、教えていただきたい。

(部会長)

事務局の方から指摘された、権利擁護の推進に関わる部分だけに意見を出すということなのか、それともそれ以外全体の策定意見でいいのか。

(事務局)

権利擁護に関わる部分についてお願いしたい。

総合計画128ページ、「障害のある人への理解を広げ、権利を擁護する取組の推進」の項目があるので、それを中心に御意見を頂きたいと考えている。

(部会長)

権利擁護に関わる場所。例えば袖ヶ浦の問題がどうしても出てくるが、千葉県全体の福祉施設のあり様に関わって議論をしていただいた権利擁護が十分活用できないような話になるので、施設のあり方等に言及するとなると、他の章にも意見を書きたいということになってくる。担当の部会には伝えていないが、意見を書いてもかまわないという理解でよろしいか。

(事務局)

その点に関しては入所・地域移行等ワーキングチームで対応させて頂きたい。

(橋野委員)

82ページで、「障害のある人への理解を広げ、権利を擁護する取組」とあるが、この視点を以て、生活支援の中での権利擁護の問題など、縦軸内のものを書いてよいということか。

(事務局)

意見は出して頂いても構わない。

以上